

# いじめ防止基本方針



令和4年4月  
茅ヶ崎市立鶴が台小学校

茅ヶ崎市立鶴が台小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。  
どの子どもにもどの学校にも起こりうるものである。  
誰もがいじめる側、いじめられる側になる可能性がある。  
児童本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。

### (1) 基本的な姿勢

《いじめを起こさない！》

- ◎すべての児童に居場所がある ⇒ 心から落ち着ける場所がある
- ◎子ども同士の絆が強い ⇒ 一人ひとりに活躍の場がある

《いじめを見逃さない！》

- ◎複数の教職員が情報交換
- ◎より注意深い観察
- ◎気になる子への声かけ
- ◎関係しそうな子への聞き取り

《いじめを解消する》

- ◎子どもの気持ちに寄り添いながら、解消に向け、保護者と学校と力を合わせる。
- ◎子どもの安全と安心を確保することを最優先する。

### (2) いじめの禁止

本校の児童は、いじめを行ってはいけない。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめに向かわせない取組み

- ① 規律　　聴く・話す・態度などの学習規律を確立する。
- ② 学力　　子どもに寄り添い、一人ひとりの子どもが学ぶ喜びを感じることができる授業の実践に努める。
- ③ 自己有用感　　全ての教育活動において、「ほめて」「認めて」「信頼して」認め合う関係性を構築する。また、児童が主体的に取り組む活動として、年間を通じ、異学年交流（縦割り活動）の場を設け、協力・協調する活動を通して子ども同士の温かい人間関係を育む。

### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ① 毎月、クラスの実態をチェックリストに沿って学級担任の視点で振り返り、児童指導部で把握する。
- ② 定期的な調査を実施し、その結果を学年間、または、全職員で共有し取り組むべき課題を話し合う場を設定する。
  - ・児童対象生活アンケート調査（年3回：7月、12月、3月）
  - ・アンケート結果に基づき、必要に応じて児童の個人面談を行い、実態を把握する。  
(年3回：9月、1月、3月)
    - ・毎月のクラス実態チェックリストで、担任が必要と認める事案や相談、通報のあった事案は、職員間で情報を共有する。
- ③ 児童及び保護者がいじめに係る相談を円滑にできる、相談体制の整備を行う。
  - ・スクールカウンセラーの活用（月1回）
  - ・心の教育相談員の活用（児童）
  - ・教育相談窓口の設置（保護者）：随時（教育相談コーディネーター）
  - ・個人面談（個人面談：年2回）
- ④ 教員が日頃から児童の表情や態度の変化を見逃さず、その時々に適切な対応ができるよう研修を実施し、いじめ対応に関する教職員の資質向上を図る。

### (3) いじめの早期対応・早期解決のための取組み

- ① 管理職、学級担任、関係教職員が連携し、個人が情報を抱え込むことがないよう、チームで組織的にきめ細かく対応していくことを基本とする。
- ② いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。
- ③ 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等に対する被害に早急に対処する。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応を行う。
- ⑤ いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導する。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- ⑥ いじめを行った子どもだけでなく、いじめをはやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させ、指導する。
- ⑦ いじめを受けた児童が登校できない場合、保護者と連携を図りながら、一定の期間、安心して学習できる部屋を確保したり授業計画を立てたりするとともに、教育相談員やスクールカウンセラー、関係諸機関と連携を取って心のケアに努める。
- ⑧ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、茅ヶ崎市教育委員会や警察等と連携して対処する。

### (4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関わる情報提供等の啓発活動を行う。

### (5) 家庭との連携

- ① 「命を尊ぶ心」や「他者への思いやり」の気持ちを育むためには、学校の教育活動だけではなく、家庭での取り組みも必要であるので協力を求めていく。
- ② いじめの事案が発生した時には、いじめられた児童といじめた児童の双方の保護者を支援し、両方の家庭と連携を図りながらよりよい解決に努める。
- ③ いじめを受けた子どもに対して、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに、子どもに寄り添い、安全安心な学校生活が送れるよう適切な助言や支援を行う。
- ④ いじめた児童に対しては、いじめをしてはならないということを毅然と指導するとともに、家庭と連携しながら当該児童が抱える悩みや葛藤などの背景を把握して、適切な助言や支援をしていく。

### (6) 地域との連携

- ① いじめは学校内だけでなく、児童が通う塾やスポーツクラブ、インターネット等で起こることもあり、学校だけでの対応には限度がある。地域で活動されている指導者や民生児童委員、地域の方々と情報交換をするなど連携していく。
- ② P T Aや地域の関係団体と連携して、地域全体で児童を見守り、健全な成長を促すことに協力していく。

### (7) 関係諸機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

- ① 茅ヶ崎市教育委員会との連携
  - 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
  - 関係機関との調整

- ② 警察との連携
  - ・生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
  - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係との連携
  - ・スクールソーシャルワーカーの活用（茅ヶ崎市教育委員会への依頼）
  - ・家庭の養育に関する指導・助言
- ④ 医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言

### 3 組織での対応

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために、今ある組織の中の【児童指導部】が中心となって、これに対応していく。いじめ或いはいじめと疑われる相談・通報があった場合に開催する。

#### (1) いじめに係る児童指導部会の構成

管理職 児童指導部担当者 担任及び該当学年 教育相談コーディネーター  
教育相談担当者 養護教諭  
※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な関係者の参加を柔軟に検討し、校長が招集する。

#### (2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討 基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定 ④ いじめ事案の報告

### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、いじめによって相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会に報告するとともに、「特別事案対策部」を設置し、迅速に調査に着手する。

#### (1) 重大事態の意味

- ・自殺を企図した場合 ④ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日を目安として、欠席を余儀なくされている場合  
一定期間連續して欠席している場合も重大事態として対応する。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

#### (2) 「特別事案対策部」の構成

管理職 児童指導部担当者 担任及び該当学年  
教育相談コーディネーター、教育相談担当者、養護教諭  
スクールカウンセラー、教育相談員、スクールソーシャルワーカー  
※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な関係者の参加を柔軟に検討し、校長が招集する。

#### (3) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出